

河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 河川法施行令の一部改正

### 一 津波の明確化

操作規則を定めなければならない河川管理施設等の規定において、「津波」を明記すること。

(第八条、第十条及び第十六条の七関係)

### 二 河川協力団体の特例

河川法（以下「法」という。）第五十八条の八第一項の河川協力団体が法第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、当該許可があつたものとみなすものとする。

(第十六条の十二関係)

### 三 地方公共団体等の特例

法第九十九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項の実施に必要な河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可については、当該地方公共団

体等と河川管理者との協議が成立することをもって、当該許可があつたものとみなすものとする。

(第十六条の十三関係)

#### 四 地方公共団体等へ委託することができる河川管理施設

法第九十九条第一項に規定する者であつて関係地方公共団体以外のもに委託することができる河川管理施設は、堤防、床止め等の操作を伴わないものとする。

(第五十四条関係)

#### 五 その他所要の改正を行うものとする。

### 第二 河川管理施設等構造令の一部改正

#### 一 用語の定義

「計画津波」、「計画津波水位」及び「津波区間」を定義すること。

(第二条関係)

#### 二 堤防の高さ

津波区間の堤防の高さは、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとする。

(第二十条関係)

#### 三 津波の影響を著しく影響を受ける堤防に講ずべき措置

1 津波の影響を著しく受ける堤防に、必要に応じ、護岸等の措置を講ずるものとする事。

(第二十八条関係)

2 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例を、津波区間の堤防においても適用するものとする事。

(第三十条関係)

#### 四 可動堰<sup>せき</sup>

1 津波区間の可動堰<sup>せき</sup>の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、河川の兩岸の堤防又は津波が生じないとした場合の計画堤防の高さを下回らないものとする事。

2 可動堰<sup>せき</sup>を設ける場合において、当該可動堰<sup>せき</sup>を操作する者の安全を確保する必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとする事。

(第四十一条及び第四十三条関係)

#### 五 計画津波水位の決定又は変更があった場合の適用の特例

河川管理施設等の工事の着手があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位の決定又は変更があった場合の適用の特例を、計画津波水位の決定又は変更があった場合において

も適用するものとする。

(第七十四条関係)

六 暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例

暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位についての特例を、同計画に定められた津波水位についても適用するものとする。

(第七十五条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする。

第三 施行期日その他

一 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第三条関係)